

特定自主検査実施事業所
代 表 者 様

(公社)建設荷役車両安全技術協会
宮城県支部長 中野 誠司



特定自主検査管理者セミナー開催のご案内

拝啓 爽秋の候 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部の事業活動並びに特定自主検査の普及促進にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昭和 54 年に義務化された特定自主検査も 47 年が経過し、全国の行政機関の検査業者に対する監査指導において、特定自主検査の実施に不適正な運用、検査及び事務処理が行われていたことが判明し、取り消しや業務停止処分を受ける事案が毎年発生しております。

宮城労働局においても不正事案は全て把握しており、県内の検査業者に対し、順次監査指導が行われてきました。その結果、登録証の返納を指示された事業所も発生しています。

当支部管内より不正事案が発生することが無きよう、特定自主検査業務の適正な実施に万全を期するため、今般、宮城労働局から担当官のご出席をいただき「特定自主検査管理者セミナー」を開催することに致しました。

令和 8 年 1 月 1 日 労働安全衛生法が一部改正され、特定自主検査指針が、特定自主検査基準(告示)に新設され、改善措置命令、登録取消、業務停止等、強制力のある法律に変わりました。今回のセミナーでは、その辺も含め改めてご説明させていただく予定であります。

つきましては、当協会会員事業所の経営者様並びに特定自主検査に関わる統括責任者様、特自検検査員様等を主な対象とし、検査業者はもとより事業内検査事業所におかれましても、この機会にぜひ受講されますようご案内申し上げます。 敬具

記

1.日 時 令和 8 年 11 月 17 日(火) 13:30~16:00 (受付 13:00~13:25)

2.場 所 (一財) 宮城県青年会館 3 階 大会議室
仙台市宮城野区幸町 4-5-1 TEL 022-293-4631

3.スケジュール (イ) 主催者挨拶等 10 分
(ロ) 監査指導の結果及び安衛法一部改正について 宮城労働局 60 分
(ハ) 安衛法一部改正に伴う特自検の変更ポイント 建荷協 60 分
(ニ) その他 20 分

4.申 込 期 日 10 月 20 日(火) 必着

5.定 員 50 名 (但し期日前でも定員に達し次第、締切とさせていただきます)

6.受 講 料 無 料

7.受 講 申 込 別紙に記載の上、FAX 022-298-2151 にてお申し込み下さい

8.そ の 他 ・受講者の方には、受講票、修了証を発行いたします。
・受講当日、受講票、筆記用具、印鑑をご持参下さい。
・修了証はセミナー終了後にお渡し致します。
・当日不参加となる場合は、事前に事務局へご一報ください。 以 上